



2026年7月3日

各 位

会 社 名 セイノーホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 田口 義隆
(コード番号 9076 東証プライム・名証プレミア)
問合せ先
執行役員 財務 IR 部担当 高橋 光貴
(TEL 0584-82-5023)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2026年7月31日
(2) 処分する株式の種類 及 び 数	当社普通株式 187,500株
(3) 処 分 価 額	1株につき2,650円
(4) 処 分 総 額	496,875,000円
(5) 処分先及びその人数 並びに処分株式の数	当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名 94,500株 当社の監査等委員である取締役3名 9,000株 当社の取締役を兼務しない執行役員10名 84,000株
(6) そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2026年5月14日開催の取締役会において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）に対する譲渡制限付株式報酬制度の内容を一部改定するとともに、監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入（以下、これらの制度を「本制度」といいます。）を決議いたしました。また、本制度においては、当社の取締役を兼務しない執行役員（以下「対象執行役員」といいます。）に対しても、対象取締役（以下に定義します。）に対するものと同様の譲渡制限付株式を取締役会の決議により新たに発行又は処分することとしております。

本制度は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）及び対象執行役員については、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを、また、監査等委員である取締役（以下、監査等委員でない取締役と併せて「対象取締役」といい、対象執行役員と併せて「付与対象者」といいます。）についても、株主の皆様との価値共有意識を醸成するとともに、企業価値の棄損防止を通じた当社の企業価値の増大へのインセンティブを与え、客観的な立場から業務執行の妥当性を判断するという監督機能を適正に確保することを、それぞれ目的とするものです。

また、2026年6月25日開催の第105回定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式の付与のために、当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）に対しては、年額594百万円以内（うち社外取締役54百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）の金銭報酬債権を支給すること（ただし、当該報酬額は、原則として、実質的には3事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額を一括して支給する場合を想定しており、実質的には1事業年度あたり198百万円を超えない範囲での支給に相当すること）及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として「3年から6年間までの間で当社の取締役会が定める期間」から

「譲渡制限付株式の交付を受ける日から当社の取締役その他当社の取締役会が定める地位のいずれの地位からも退任する（退任と同時に再任する場合を除く。）日までの間」に改定することにつき、ご承認をいただいております。また、監査等委員である取締役に対しては、年額66百万円以内の金銭報酬債権を支給すること（ただし、当該報酬額は、原則として、実質的には3事業年度にわたる監査等委員である取締役としての職務執行の対価に相当する額を一括して支給する場合を想定しており、実質的には1事業年度あたり22百万円を超えない範囲での支給に相当すること）及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として「譲渡制限付株式の交付を受ける日から当社の取締役その他当社の取締役会が定める地位のいずれの地位からも退任する（退任と同時に再任する場合を除く。）日までの間」とすることにつき、ご承認いただいております。

本自己株式処分は、本制度に基づきなされるものです。なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

付与対象者は、当社の取締役会決議（監査等委員である取締役に対する支給については、当社の監査等委員である取締役の協議及び取締役会決議）に基づき、本制度により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。

また、本制度により当社が当社の対象取締役に対して発行し又は処分する当社の普通株式の総数は、取締役（監査等委員である取締役を除きます。）については年148,500株以内（うち社外取締役13,500株以内）、監査等委員である取締役については年16,500株以内（ただし、本日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を合理的な範囲で調整します。）といたします。ただし、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権は、原則として、実質的には3事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額を一括して支給する場合を想定しているため、実質的には1事業年度あたり、取締役（監査等委員である取締役を除きます。）については49,500株を、監査等委員である取締役については5,500株を、それぞれ超えない範囲で付与することになります。

なお、上記の普通株式1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける取締役に特に有利な金額とされない範囲において、取締役会において決定される金額とします。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と付与対象者との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、概要、①付与対象者は、一定期間、割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること等が含まれることといたします。

今回は、本制度の目的、当社の業況、各付与対象者の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、当社の取締役会（監査等委員である取締役に対する支給については、当社の監査等委員である取締役の協議及び取締役会）において、付与対象者に、金銭報酬債権合計496,875,000円（うち、取締役（監査等委員である取締役を除きます。）については250,425,000円、監査等委員である取締役については23,850,000円、対象執行役員については222,600,000円。以下「本金銭報酬債権」といいます。）を付与し、本金銭報酬債権の現物出資により、普通株式187,500株（うち、取締役（監査等委員である取締役を除きます。）については94,500株、監査等委員である取締役については9,000株、対象執行役員については84,000株）を処分することを決定いたしました。

また、本制度に係る本金銭報酬債権は、実質的には3事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額を一括して支給しており、実質的には1事業年度あたり165,625,000円（うち、取締役（監査等委員である取締役を除きます。）については83,475,000円、監査等委員である取締役については7,950,000円、対象執行役員については74,200,000円）の金銭報酬債権を付与し、1事業年度あたり62,500株（うち、取締役（監査等委員である取締役を除きます。）については31,500株、監査等委員である取締役については3,000株、対象執行役員については28,000株）の付与に相当すると考えております。

本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である付与対象者 19 名が本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について処分を受けることとなります。本自己株式処分において、当社と付与対象者との間で締結される譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）の概要は、下記 3. のとおりです。

3. 本割当契約の概要

(1) 譲渡制限期間

付与対象者は、本割当契約により、下表の「対象株式」欄の区分に従って割当てを受けた当社の各普通株式（以下、単に「対象株式」という。）について、2026年7月31日から、当社の役員等の地位（(i) 対象取締役については当社の取締役の地位、(ii) 対象執行役員のうち委任型執行役員については当社の取締役及び委任型執行役員の地位、(iii) 対象執行役員のうち雇用型執行役員については当社の雇用型執行役員及びその他の従業員の地位をそれぞれ意味するものとする。以下同じ。）のいずれの地位からも退任又は退職（以下、単に「退任」という。）する（退任と同時に、それぞれ上記の地位のいずれかに就任又は再任する場合は含まれない。以下、退任について同じ。）日までの間（以下「本譲渡制限期間」という。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

対象株式	対象職務執行期間	本譲渡制限期間
対象株式①	対象取締役：2026年6月25日から当社の第106回定時株主総会の終結の時まで 対象執行役員：2026年6月25日から2027年3月31日	2026年7月31日から当社の役員等の地位のいずれの地位からも退任する日までの間
対象株式②	対象取締役：当社の第106回定時株主総会の日から当社の第107回定時株主総会の終結の時まで 対象執行役員：2027年4月1日から2028年3月31日	
対象株式③	対象取締役：当社の第107回定時株主総会の日から当社の第108回定時株主総会の終結の時まで 対象執行役員：2028年4月1日から2029年3月31日	

(2) 譲渡制限の解除条件

付与対象者が各対象株式の区分に対応する職務執行期間（以下「対象職務執行期間」という。）中、継続して、当社の役員等の地位にあったことを条件として、本譲渡制限期間が満了した時点で、譲渡制限を解除する。

(3) 譲渡制限期間中に付与対象者が任期满了、死亡、定年その他の正当な事由により退任した場合の取扱い

① 譲渡制限の解除

対象株式について、各対象株式に対応する対象職務執行期間中に、付与対象者が、任期满了、死亡、定年その他の正当な事由により当社の役員等の地位のいずれの地位からも退任した場合には、当該退任の時点まで継続して上記の地位にあったことを条件として、退任の直後の時点（ただし、死亡により退任した場合には、死亡後速やかに取締役会が別途決定した時点）をもって、譲渡制限を解除する。

② 解除株式数

上記（1）に定める対象株式の区分に応じて、次の(i)から(iii)までに定めるところに従って計算される数の各対象株式の譲渡制限を解除する。

(i) 付与対象者の退任の時点が、各対象株式に対応する対象職務執行期間経過後であった場合：各対象株式の全部

(ii) 付与対象者の退任の時点が、各対象株式に対応する対象職務執行期間中であった場合：各対象株式に対応する対象職務執行期間の開始日から退任の日までの月数を12（ただし、対象執行役員については、対象株式①に対応する対象職務執行期間中であった場合は9）で除した結果得られる数（その数が1を超える場合は、1とする。）

(iii) 付与対象者の退任の時点が、各対象株式に対応する対象職務執行期間が到来する前であった場合：各対象株式に係る譲渡制限を解除しない。

(4) 当社による無償取得

当社は、本割当契約に従って譲渡制限が解除されない対象株式について、譲渡制限が解除されないことが決定した時点の直後をもって、当然に無償で取得する。

(5) 株式の管理

対象株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間中は、付与対象者が野村証券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、対象株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各付与対象者が保有する対象株式の口座の管理に関連して野村証券株式会社との間において契約を締結している。また、付与対象者は、当該専用口座の管理の内容につき同意することを前提としている。

(6) 組織再編等における取扱い

①譲渡制限の解除

本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、当該承認の時点において付与対象者の保有に係る対象株式のうち、②に基づいて算出される株数について、組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、各対象株式の譲渡制限を解除する。

②解除株式数

上記（1）に定める対象株式の区分に応じて、次の(i)から(iii)までに定めるところに従って計算される数の各対象株式の譲渡制限を解除する。

(i) 組織再編等の効力発生日が、各対象株式に対応する対象職務執行期間経過後であった場合：各対象株式の全部

(ii) 組織再編等の効力発生日が、各対象株式に対応する対象職務執行期間中であった場合：各対象株式に対応する対象職務執行期間の開始日から組織再編等の効力発生日までの月数を12（ただし、対象執行役員については、対象株式①に対応する対象職務執行期間中であった場合は9）で除した結果得られる数（その数が1を超える場合は、1とする。）に、各対象株式の数を乗じた結果得られる数（単元株式数に満たない数は切捨て）。

(iii) 組織再編等の効力発生日が、各対象株式に対応する対象職務執行期間が到来する前の日であった場合：各対象株式に係る譲渡制限を解除しない。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本自己株式処分は、本制度に基づき、割当予定先に対して譲渡制限付株式の付与のために支給される金銭報酬債権を現物出資財産として行われるものです。

処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2026年7月2日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値である2,650円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上